

女三の宮の読癖、追補

三 沢 諄 治 郎

本誌第一号（昭和三十二年十二月発行）に「女三の宮の読癖について」と題して一つの疑問を提出した文中に、御堂関白記における用字例を引いて、

- (A) 女房を「女方」と書いた例。
- (B) 女房を「如方」と書いた例。
- (C) 女子を「如子」と書いた例。
- (D) 女御を「如御」と書いた例。
- (E) 女官を「如官」と書いた例。
- (F) 女一宮を「如一宮」と書いた例。
- (G) 女装束を「如装束」と書いた例。
- (H) 女装束を「女装」とだけ書いた例。

を挙げたが、最も参考となるべき前記（F）は只一例が存するだけであり、それも道長自筆の分ではなく、日本古典全集に収めた写本に見えるものであって、何時代の人の筆に成ったかも明らかでないので、殆ど考証的価値を失っていた。

然るに、その後、同じく大日本古記録の中の「貞信公記抄」を読んでいるうちに注意すべき次の数條が寓目したので、追補として挙げておく。

- (1) 承平二年三月七日、從丑時許、女四宮焼亡。
- (2) 天慶元年十一月五日、如四親王薨。
- (3) 同年十二月廿二日、尚侍位記使師氏賜之、如装一襲。
- (4) 天慶九年正月廿四日、帶刀女装一襲。

右の(1)(2)は倭名抄で有名な勅子内親王である。(1)はその邸宅を指し(2)は恐らく「によしのみこ」と読んだのではなからうか。而して(2)は前号の(F)と同例、(4)は(H)と同例にあたり、(3)に対しては新たに、

- (I) 女装束を「女装」と書いた例、

という項目を立てることになる。

所で、こうした表記例のある写本について解説者は、

現存の九條本貞信公記抄古写本は、頼長より少し後の鎌倉時代初期の写本と考へられ、当初は二十卷あったが、その中の十卷が最近まで九条家に伝はつてゐたものであり、昭和三十年天理図書館に帰した。

と述べているので、筆写年代は中世に入ることになり、資料としての価値は激減するが、やはり一つの問題として留保しておきたい。

(1959. 4. 17)